

広告入り子育てガイドブック作成に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広告入り子育てガイドブック（子育て支援の情報の周知啓発を図るため市内に在住する子育て家庭に配布する冊子で、一部に民間企業等の広告が掲載されたものをいう。以下「ガイド」という。）の作成に関して、刈谷市広告掲載要綱（平成21年12月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(ガイドの内容等)

第2条 ガイドは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 刈谷市が提供する内容案、行政情報等を基に作成・編集されていること。
- (2) 表紙に広告が掲載されていないこと。

2 ガイドの作成に当たっては、内容、デザイン等（広告部分を含む）について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入札者の資格)

第3条 ガイドの作成に係る入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当せず、刈谷市において入札参加資格を有すること。
- (2) ガイドの作成と同等の業務の契約実績があること。
- (3) 市が実施するガイドの作成に関するワークショップに参加できること。

(参加の表明)

第4条 入札者は、広告入り子育てガイドブック作成に関する入札参加表明書（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて、募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項証明書、個人にあつては住民票の写し（3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 法人にあつては会社概要、個人にあつては事業主の身分証明書
- (3) 前条第2号の実績が確認できる書類等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の広告入り子育てガイドブック作成に関する入札参加表明書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、指名競争入札通知書に

より入札者に通知するものとする。

(作成者の決定)

第5条 市長は、提出された入札書（別記様式2）のうち、作成費用が予定価格以下であり、かつ、広告掲載料から作成費用を差し引いた額が刈谷市が定める最低基準額以上で最も高い額を提示した者をガイドの作成者に決定する。ただし、最も高い額を提示した者が複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出された書類の内容に不備若しくは要綱に反する事項が発覚した場合又は作成者にこの要領に反する事項が発覚した場合は、次点の入札者を作成者とする。

(広告掲載の位置)

第6条 広告掲載の位置は、刈谷市と作成者の協議の上定めるものとする。この場合において、広告の割合は紙面全体（表紙を除く。）の3割を超えてはならない。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法は、刈谷市と作成者の協議の上定めるものとする。

2 作成者は、広告の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明示しなければならない。

(広告の規格及び数量)

第8条 広告の規格及び数量は、第6条の協議により定めた位置に適合するよう作成者が決定し、提示するものとする。

(広告掲載の時期)

第9条 広告の掲載期間は、ガイドの発行日から当該発行日が属する年度の3月31日までとする。

(問題発生時の対応)

第10条 作成者は、ガイドに掲載された広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、その一切の責任を負い、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(著作権の帰属)

第11条 作成したガイドの著作権は、刈谷市に帰属するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月27日から施行する。